

第5条第2項 本人収集の原則

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1)～(8) 略
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会（議会にあっては、山形県議会個人情報保護運営審議会。次項第3号及び次条第1項第8号において同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

[趣旨]

本項は、本人の知らない間に個人情報が収集された場合には、どのような情報が収集されているのかといった不安等を抱かせることとなることから、個人情報の収集は本人から行うことを原則（本人収集の原則）とすることを実施機関に義務付けるとともに、例外的に本人以外から収集できる場合を定めたものである。

[解釈]

- 1 「本人から収集」には、本人から直接取得する場合のほか、申請書等を使用者を介して受け取る場合、本人から提出された書類が市町村や所属団体を経由して進達される場合、郵便等物理的に他人を介して提出される場合等のように、実質的に本人から提出されたものと解される場合も含まれる。
- 2 意思能力を有しない乳幼児又は成年被後見人の個人情報をその法定代理人から収集する場合は、本人から収集したものとみなす。

第1号関係～第8号関係 略

第9号関係

[趣旨]

本号は、本人収集の原則の例外として、本項の第1号から第8号までのいずれにも該当しない場合において、山形県個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断したときは、本人以外から個人情報を収集できることを定めたものである。

[解釈]

- 1 「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由がある」とは、事務の目的、性質から判断して、本人から収集したのでは当該事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある場合、本人から収集したのでは多大な経費と労力を要するため当該事務の円滑な実施が困難になるおそれがある場合、本人以外から個人情報を収集することを拒めない場合、本人から収集すると本人に不必要な負担を強いることになる場合等、本人以外から収集することに社会通念上客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。
- 2 「相当の理由がある」かどうかは、本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政運営の効率化等の有効性を比較衡量して、収集する個人情報の内容、性質やその使用目的に合わせて個別具体的に判断する必要がある。
- 3 本号の規定により本人以外から個人情報を収集する場合には、個人情報の保護の観点からそれが妥当かどうかについて客観的な判断が要求されることから、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関として判断すべきこととしたものである。

第5条第3項 センシティブ情報の収集の制限

- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) ～(2) 略
- (3) 山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

[趣旨]

本項は、思想等の内心の自由と深いかかわりを有する個人情報及び社会的差別を引き起こす原因となるおそれがある個人情報（以下「センシティブ情報」という。）については、不適正に取り扱われることに対する不安や苦痛の程度が強いと考えられること、また、不適正に取り扱われた場合には基本的人権を侵害する危険性が高いものであることから、原則として、その収集を禁止するとともに、例外的に収集できる場合を定めたものである。

[解釈]

- 1 「思想、信条」とは、人生、社会、政治等に関する根本的な考え方、信念、あるいは一定の見解をいい、支持政党名、所属する政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、人生観、世界観等がこれに該当する。なお、「思想、信条」は、人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわるものをいい、性格、性質、趣味、し好、物事への意見等はこれに該当しない。
- 2 「信教」とは、超自然的、超人間的本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為をいい、信仰する宗教、宗派、所属する宗教法人名等がこれに該当する。
- 3 「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」とは、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれがある個人情報をいう。
どのような情報がこれに該当するかは客観的に明らかであるとはいえないが、例えば、人種、民族に関する情報、犯罪歴に関する情報等が考えられる。

第1号関係～第2号関係 略

第3号関係

[趣旨]

本号は、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的達成のために必要かつ不可欠であると判断したときは、センシティブ情報を収集できることを定めたものである。

[解釈]

- 1 「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない」とは、当該事務の目的、性質等から判断して、センシティブ情報の収集が必要であり、当該情報を欠いてしまうと当該事務の目的の達成に支障が生ずる場合をいう。
- 2 本号の規定によりセンシティブ情報を収集する場合には、個人情報の保護の観点からそれが妥当かどうかについて客観的な判断が要求されることから、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関として判断すべきこととしたものである。

第6条第1項 利用及び提供の制限

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) ～(7) 略

(8) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

[趣旨]

本項は、個人情報の利用及び外部提供が当該事務の目的を超えて行われた場合には、県民等の不安感や権利利益を侵害するおそれ大きいことから、実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することを原則として禁止するとともに、例外的に目的外の利用又は提供ができる場合を定めたものである。

[解釈]

1 「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的」とは、個人情報を収集する際に明確にした事務の目的以外の目的をいう。

目的外であるか否かは、当該個人情報を収集する根拠となる法令、条例、規則、通知等に照らして個別に検討して判断するものとする。

個人情報を取り扱う事務を遂行する上で当然に付随する手続は、事務の目的の範囲内に含まれる。例えば、許認可事務における関係各課への合議・協議、支払い事務における会計局への合議、予算編成のための財政課への資料提出、事務・事業の内容（附属機関の委員名、担当職員名等を含む内容）を公表し周知することなどである。

2 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を使用することをいう。例えば、知事部局の一つの課で保有している個人情報を知事部局内の別の課において使用する場合が該当する。

3 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が、当該実施機関以外のものに当該個人情報を提供することをいい、口頭で知らせる場合も含まれる。例えば、知事部局の一つの課で保有している個人情報を他の実施機関、国、市町村、団体等に提供する場合が該当する。

4 利用又は提供に当たっては、本条のほか、地方公務員法第34条に定める守秘義務及び本条例第10条に定める職員の義務に留意し、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重な対応を心掛ける必要がある。

第1号関係～第7号関係 略

第8号関係

[趣旨]

本号は、本項の第1号から第7号までのいずれにも該当しない場合において、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が相当の理由があると判断したときは、目的外の利用又は提供ができることを定めたものである。

[解釈]

1 「公益上の必要」とは、目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することが社会一般の利益を図るために必要であることをいい、住民負担の軽減、行政サービスの向上等に資することが該当する。

2 「相当の理由がある」とは、「公益上の必要」に準じて、目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することに社会通念上客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。

3 本号の規定により個人情報の目的外の利用又は提供をする場合には、個人情報の保護の観点からそれが妥当かどうかについて客観的な判断が要求されることから、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、実施機関として判断すべきこととしたものである。